

平成23年度第4回津市入札等監視委員会の会議結果報告

- ① 会議名 平成23年度第4回津市入札等監視委員会
- ② 開催日時 平成23年11月24日(木)
午前9時00分から午前9時40分まで
- ③ 開催場所 津市役所本庁舎4階庁議室
- ④ 出席した者の氏名
月岡 存 委員長 (三重大学名誉教授)
滝澤 多佳子 委員 (税理士)
西川 源誌 委員 (弁護士)
玉方 良明 委員 (公認会計士)
事務局 野口副市長、小河副市長、総務部長、総務部次長
調達契約課長ほか2人
説明員 建設部道路等特定事項担当理事
- ⑤ 内容 贈収賄事件に係る報告について
- ⑥ 公開又は非公開
公開
- ⑦ 傍聴者の数 4人
- ⑧ 担当 総務部調達契約課工事契約担当
電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

贈収賄事件に係る報告について

事件につきましては、現在も捜査中であり、その全容は明らかになっていない状況にありますので、今回、新たに判明した事実についてご報告します。

当該事件は、平成23年11月15日に本市建設部建設維持課道路等特定事項担当の主査が、加重収賄の被疑者として、また、市内美杉町下之川に本社のある(株)大清建設の代表取締役が、贈賄の被疑者として逮捕されたものです。

事件の概要としましては、平成23年2月初旬頃に津市一志町地内において、公共工事の設計金額を教えてもらった謝礼として、(株)大清建設の代表取締役が、当該主査に現金10万円位の賄賂を贈ったことにより、贈収賄事件の被疑者として逮捕されたものです。

なお、前回の監視委員会においても、ご報告させていただいたところですが、両被疑者は、平成23年10月26日に競売入札妨害事件で逮捕されていますため、今回は再逮捕となります。

Q 新聞等で報道されている以外の情報や、事件発覚の経緯がわかれば、教えてください。

A 今回、ご報告させていただいた警察から発表されている情報以外では、

新たな事実は確認できていません。

Q 現金の授受は一志町地内で行われたとのことですが、日時はいつでしょうか？

A 警察からは、平成23年2月初旬頃と発表されているところで、現在のところは、正確な日時まではわかりません。

Q 勾留中のため、被疑者本人から事情を聞くことはできないと思いますが、市役所として、同じ部署の職員等、本人周辺の人からの事情聴取は行っているのでしょうか？

A 職員の起こした職務に関連した事件であるため、管理、監督するという立場の中で、事情聴取を行っています。

Q 管理監督するという立場からということは、本人の上司等から事情聴取を行っているということでしょうか？

A 本人は、美杉町下之川の下之川事務所に所属して新最終処分場関係の業務を行っていましたが、そこでの仕事の内容や管理監督のあり方がどうであったのか、などについて上司等から事情を聞いているところです。

Q 本人は、設計金額等の情報に常に接する立場であったということでしょうか？

A 本人は、技術職員であり、該当案件として推測される「平成22年度環新道建補第2号（仮称）新山口橋橋梁（下部工）新設工事（その2）」の設計者でありましたことから、当該工事の設計金額等の情報は知り得る立場でした。

なお、設計者は、最低制限価格の算出の基本となる設計金額及びその内訳は知りうる立場にありますが、「必要と認められる場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整できるもの」としてありますため、最低制限価格については、知り得る立場にありません。

Q 現在、本人は、逮捕勾留されている状態であるとのことですが、罪状が確定した場合、本人の処分はどうなるのでしょうか？

A 基本的には起訴等が行われて、事件が明らかになってからのこととなりますが、本市の職員処分審査委員会に諮り、同委員会の結果を受けて市長が処分を行うこととなります。

Q こういった事件は、内部通報により発覚することがよくあると聞き及んでいます。

通報者の保護と通報がしやすい環境の整備が前提ですが、事件を未然に防止する意味においても、内部通報制度は有効な手段であると思います。

津市においては、通報窓口は設置されているのでしょうか？

A 本市におきましても、総務部人事課を窓口として、本市の事務事業に関する違法又は不当な行為に関して通報することができる「津市職員等の公益通報に関する要綱」が定められているところです。

Q 正確な情報については、警察の捜査の進展や結果を待つしかないところですが、その結果を踏まえた上で、今後の対応策を検討せざるを得ないところですか。

入札結果を見ますと、最低制限価格とぴったり一致していないところで

あり、本人は、最低制限価格に近い情報を言ったのであって、最低制限価格そのものは知らなかったと考えられるのでしょうか？

A 本人は、最低制限価格そのものの額は知り得なかったと考えられます。

Q 詳細な情報が把握できていない現段階においては、推測に基づいた議論となってしまうため、事件が明らかになった時点で、検証を行うべきと思いますが、市は逮捕に至ったという事実を重く受け止め、「個人」、「組織」、「制度」のそれぞれの面から、今後の再発防止策を考えていくべきであると考えます。

本入札等監視委員会も再発防止策のひとつではあるところですが、市としては、現段階における再発防止策等について構想がありましたらお聞かせください。

A 事件の全容の判明には、今後、時間を要することと思われるので、捜査が一定段階に達しましたら、現場の職員はもとより、全職員が、問題点の洗い出しや意見の交換を行い、課題等を検証するとともに、市役所全体として業務へ取り組む姿勢や服務規律のあり方を今一度、見つめ直し、再発防止に向けた方向性を打ち出してまいりたいと考えています。

Q 今回の報告でわかった事実は、現金10万円位の賄賂の授受があったということですが、今後、捜査が一定の段階に達して他の事実が判明してくるのはいつごろなのでしょう？

A 一般的には、逮捕後の勾留期間は、最大20日間とされていますので、本人から直接事情が聞けるのは、勾留期間終了後ということになるのですが、今回は再逮捕ということなので、再逮捕から20日後位ということになると考えられます。

また、前回の競売入札妨害について起訴がされてないのであれば、今回の加重収賄と併せて起訴される可能性があります。

Q 起訴段階では事件の詳細については、どれくらいまでわかるのでしょうか？

A 一般的には、起訴段階においては、犯罪事実の要旨や事件の概要に留まり、公判時の検察官の冒頭陳述等で発覚の経緯等の詳細が判明することになると思います。

また、それまでに接見禁止が解かれて、本人から事情を聴取する機会が得られれば、わかるかもしれません。

Q いずれにしても、事件の全容が判明するまでには、時間を要するということですね。

A 本市としましては、事件の全容がすべて判明するのを待つのではなく、進捗状況を見つつ、再発防止に向けて、できることは速やかに取り組んでまいりたいと考えています。

○今回、一部新たな事実が判明したことについて、事務局から報告をいただきましたが、いまだ事件の全容は明らかになっていません。

また、今回の委員会は、緊急の招集ということもあり、委員の皆様におい

ても、当該事件について引き続きご検討いただき、次回開催の監視委員会までに、ご意見等がありましたら、随時、事務局へ報告を行っていただくこととしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか？

* 異議なし。

○それでは、前回も申し上げましたとおり、我々委員は、第三者機関として公正な競争性を確保するため、今後も、津市の入札を厳しい目で監視していくとともに、本件問題を分析した上で、種々、対応策について本委員会においても、引き続き検討していきたいと思えます。

委員長、委員の皆様、本日は、急なお願いにもかかわらず、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

今後につきましても、あらたな事実の判明や展開がありましたら、適宜、本入札等監視委員会にご報告を行いたいと考えていますので、ご指導をよろしくお願いいたします。